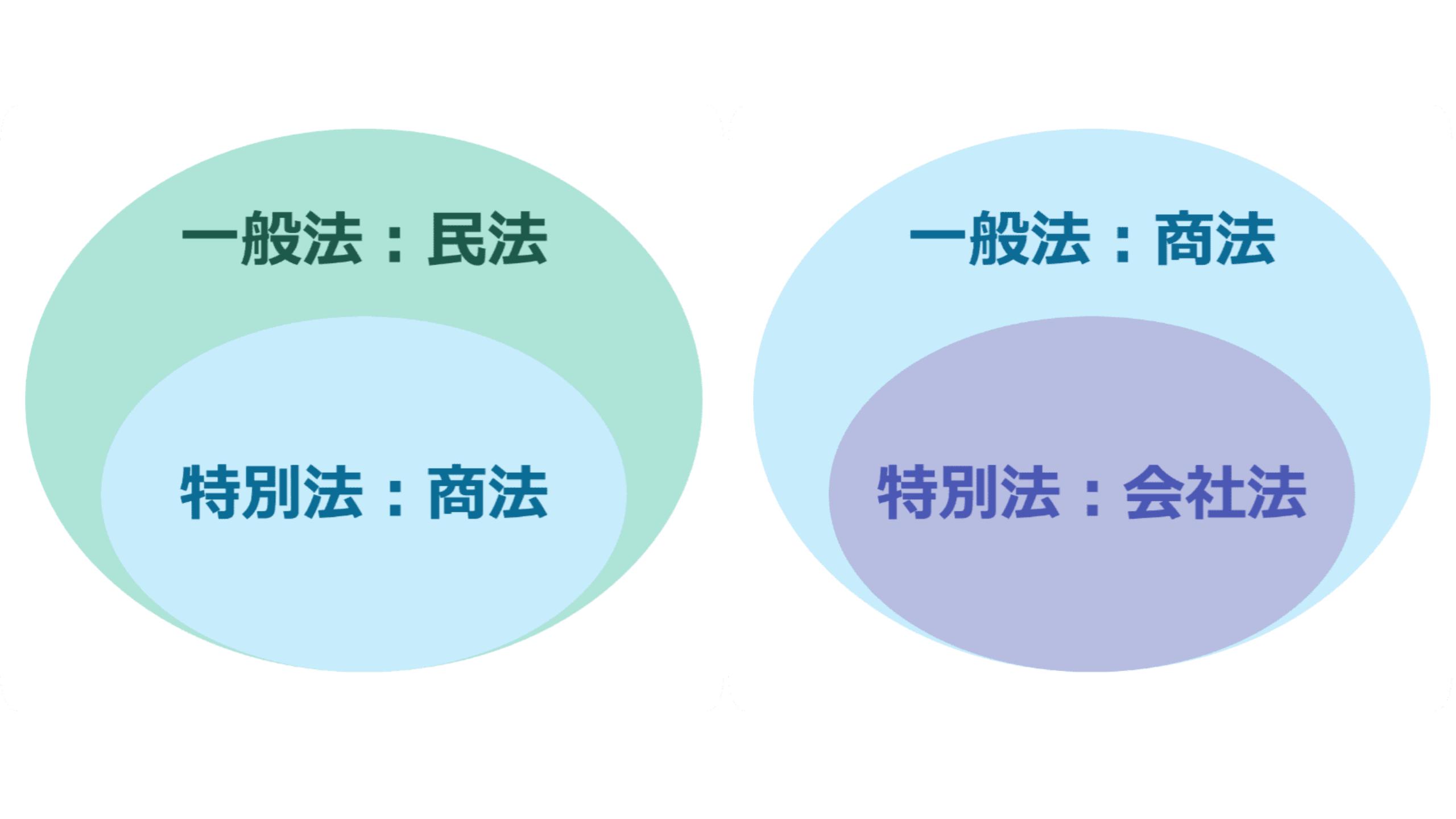


# 商法（会社法）

## ～会社設立と機関設計～



一般法：民法

特別法：商法

一般法：商法

特別法：会社法

# 商法の構造

## I. 法体系における位置づけ

➤ 民法の特別法

## II. 分野としての「商法」

- ① 商法総則(商法)
- ② 会社法(会社法)
- ③ 商行為法(商法)
- ④ 有価証券法(手形法・小切手法)
- ⑤ 保険法(保険法)
- ⑥ 海商法(商法)

## 約束手形のモデル図

表

約束手形	記番号	支払期日
B 殿 (受取人)		支払地 (行政区)
金額 ￥●●●●●		支払場所 (銀行名支店名)
振出人 A		

裏

B
被裏書人 : C 殿
C
被裏書人 : D 殿
D
被裏書人 : E 殿

手形の裏書には、手形の振出人 A や引受人が手形金を支払わない支払拒絶があった場合に、裏書人 B, C, D が手形所持人 E に対して、振出人の代わりに手形金額を支払わなければならぬ義務 (遡及義務) を負う、担保的効力もあります

# 会社の形態

## 株式会社と持分会社



会社



会社への出資の単位は**株式**



会社への出資の単位は**持分**

株式会社

持分会社

合名会社

合資会社

合同会社

# 会社の所有者と経営者の関係

## 株式会社

所有者  
(出資者)



≠

経営者



所有者（出資者）と  
経営者は異なるのが  
原則

## 合同会社

所有者  
(出資者)



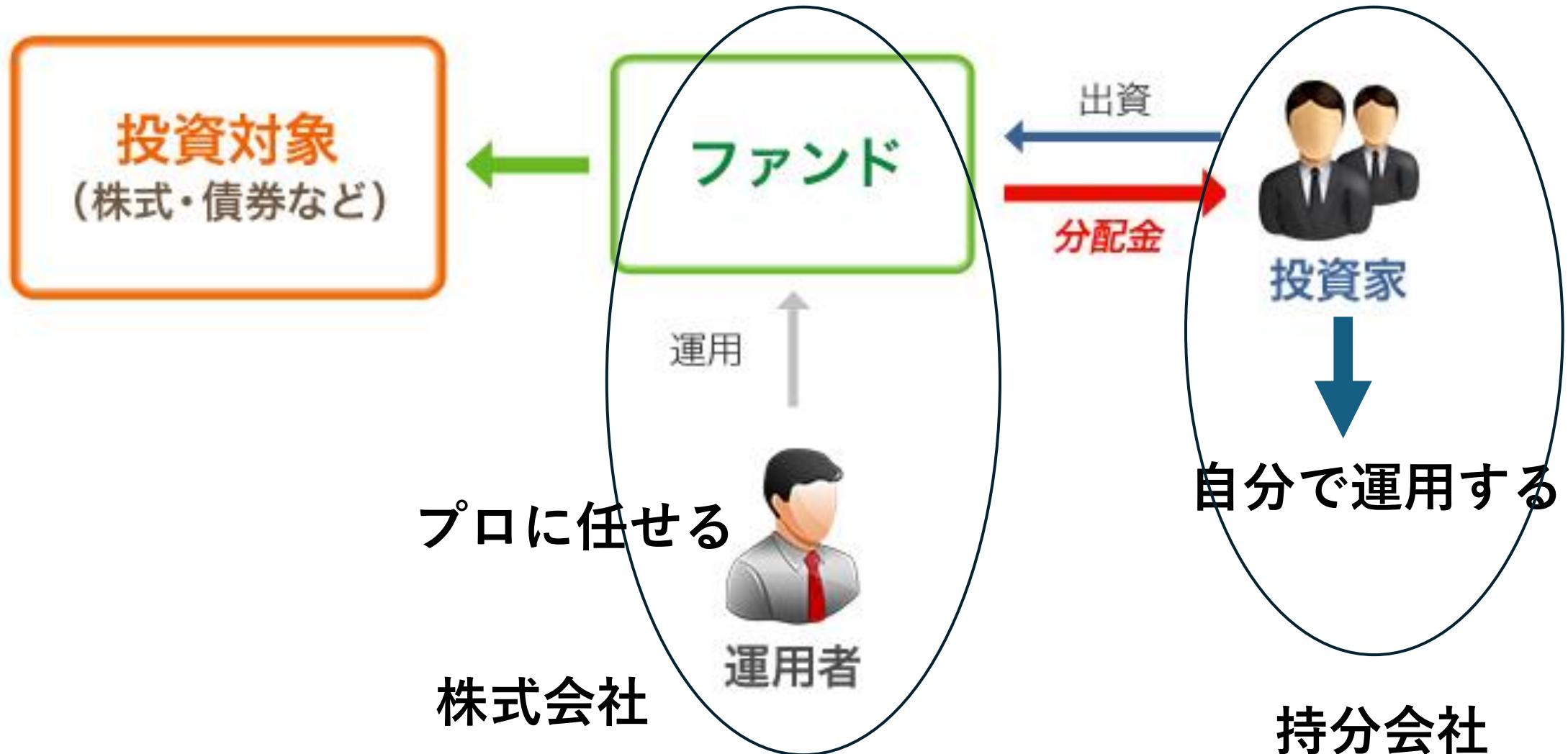
=

経営者



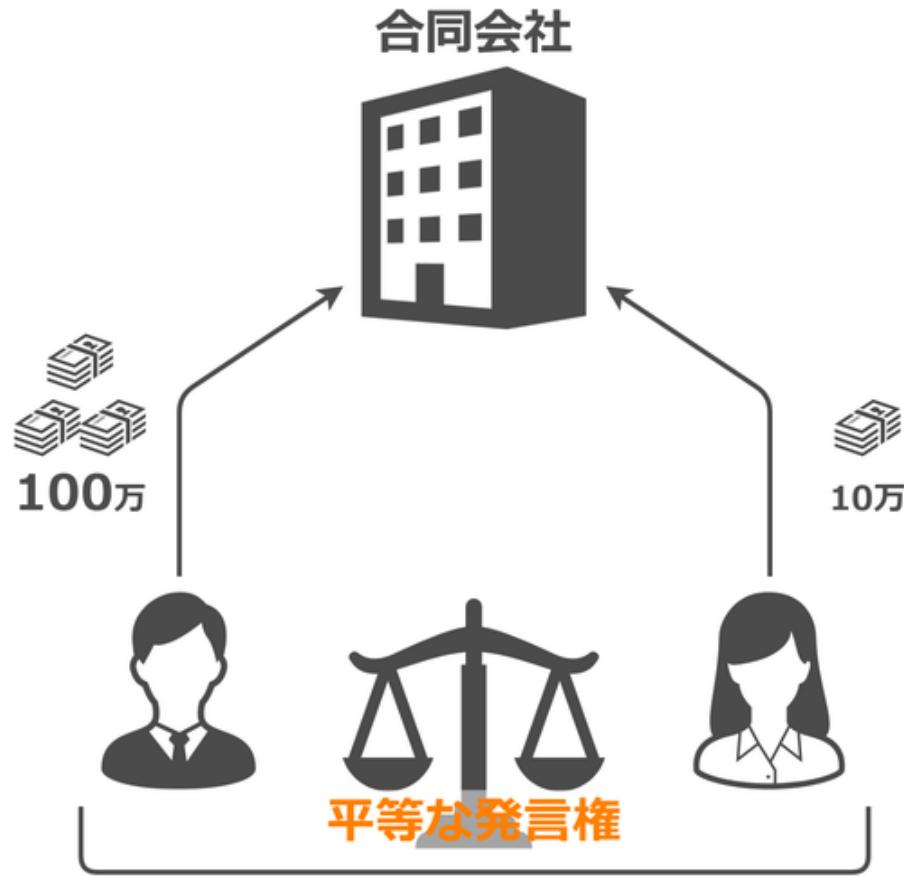
所有者（出資者）自身  
が経営を行うため  
所有者と経営者は同一

## ▶ 運用の仕組み



# 持分会社の出資者の比較

	出資者の責任	最低出資者数
合名会社	無限責任社員	1名以上
合資会社	無限責任社員 有限責任社員	各1名以上
合同会社	有限責任社員	1名以上

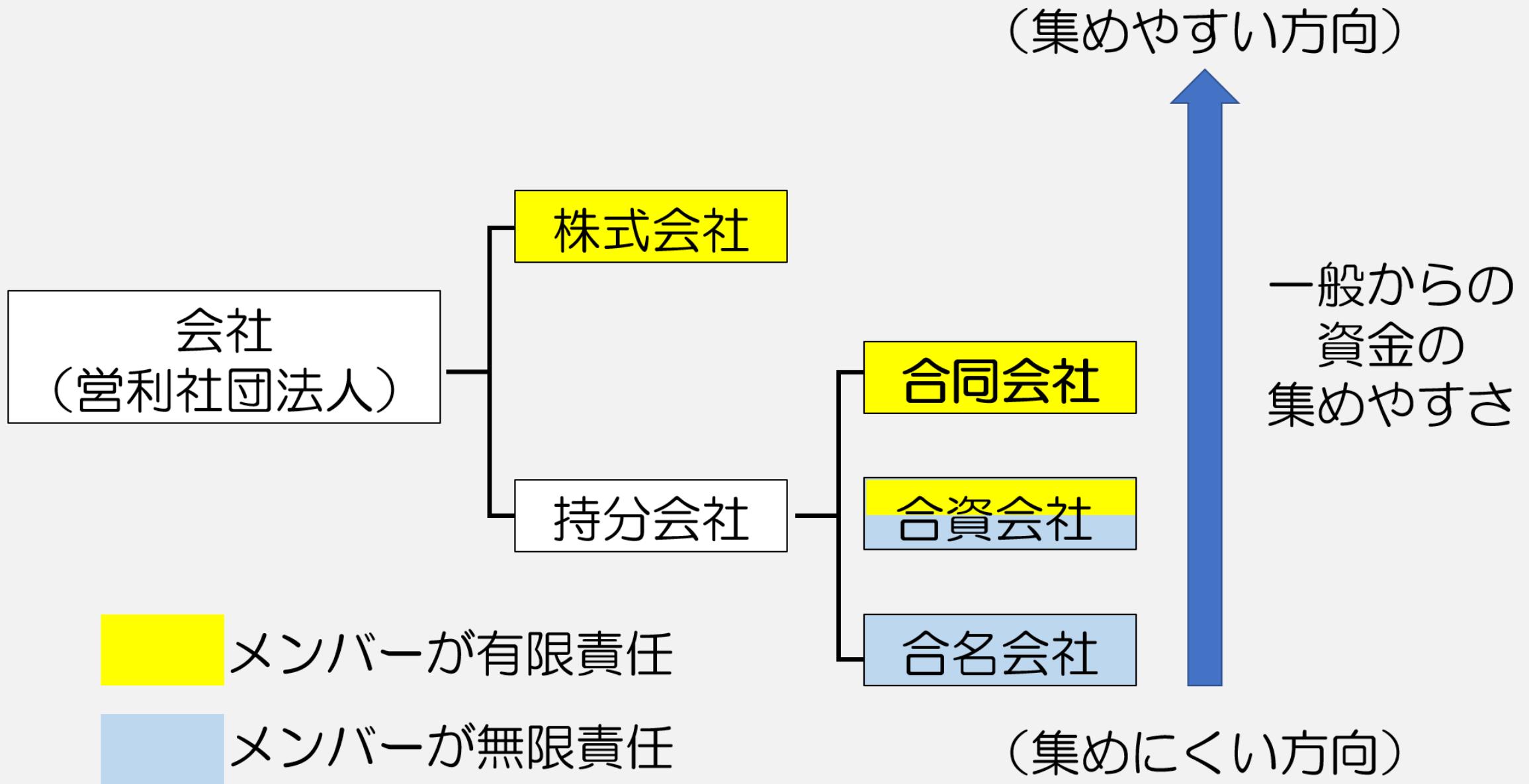


持分会社社員には、出資金額に関わらず平等な発言権があります

株式会社における株主の発言権は、株式数に比例

	<b>合名会社</b>	<b>合資会社</b>
出資者の名称	社員	社員
出資者の数	1人以上	2人以上
出資者の責任	有限責任・無限責任	無限責任
<u>資本金の額</u>	<u>指定なし</u>	<u>指定なし</u>
決算公告（＝公表）	不要	不要
定款の認証	不要	不要
会社設立費用	約6万～10万円	約6万～10万円

**\* 合同会社は資本金が必要**



## 合同会社の例 (日本国内)

西友  
アマゾン  
Google  
Apple



会社



会社への出資の単位は**株式**

出資者 ≠ 経営者

株式会社



会社への出資の単位は**持分**

出資者 = 経営者

持分会社

合名会社

合資会社

合同会社

# 株式会社の設立

# 設立手続きの違い

## 株式会社

①会社概要を決める

②法人の実印を作る

③定款の作成・認証を受ける

④資本金を払い込む

⑤登記申請書作成と申請手続き

## 合同会社

①会社概要を決める

②法人の実印を作る

③定款を作成する

④資本金を払い込む

⑤登記申請書作成と申請手続き



会社設立

# 発起設立と募集設立

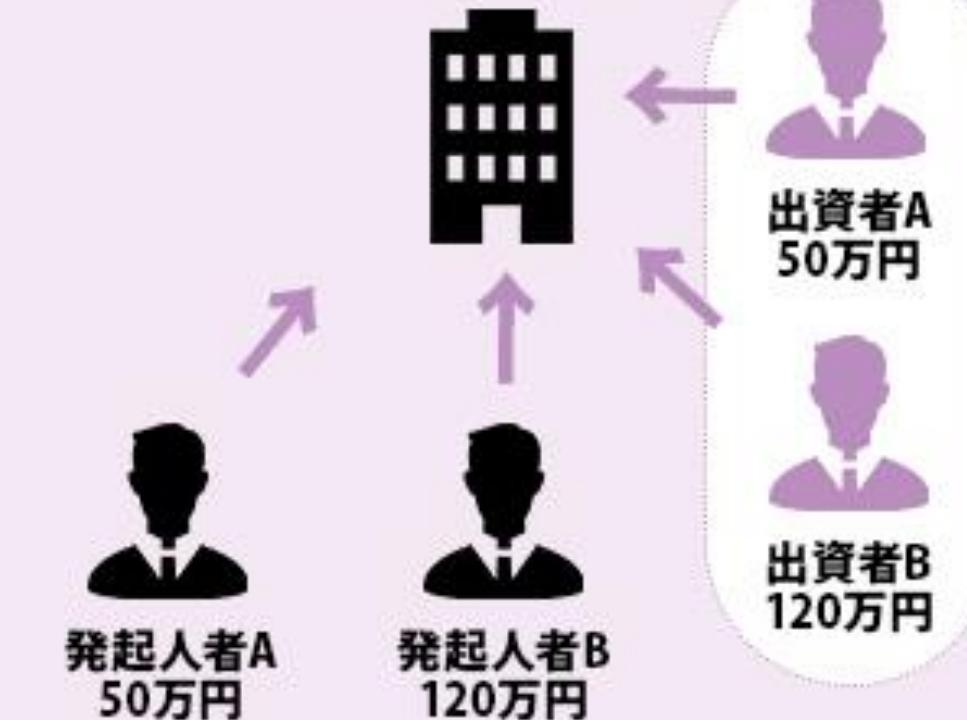
(株式会社)

## 発起設立

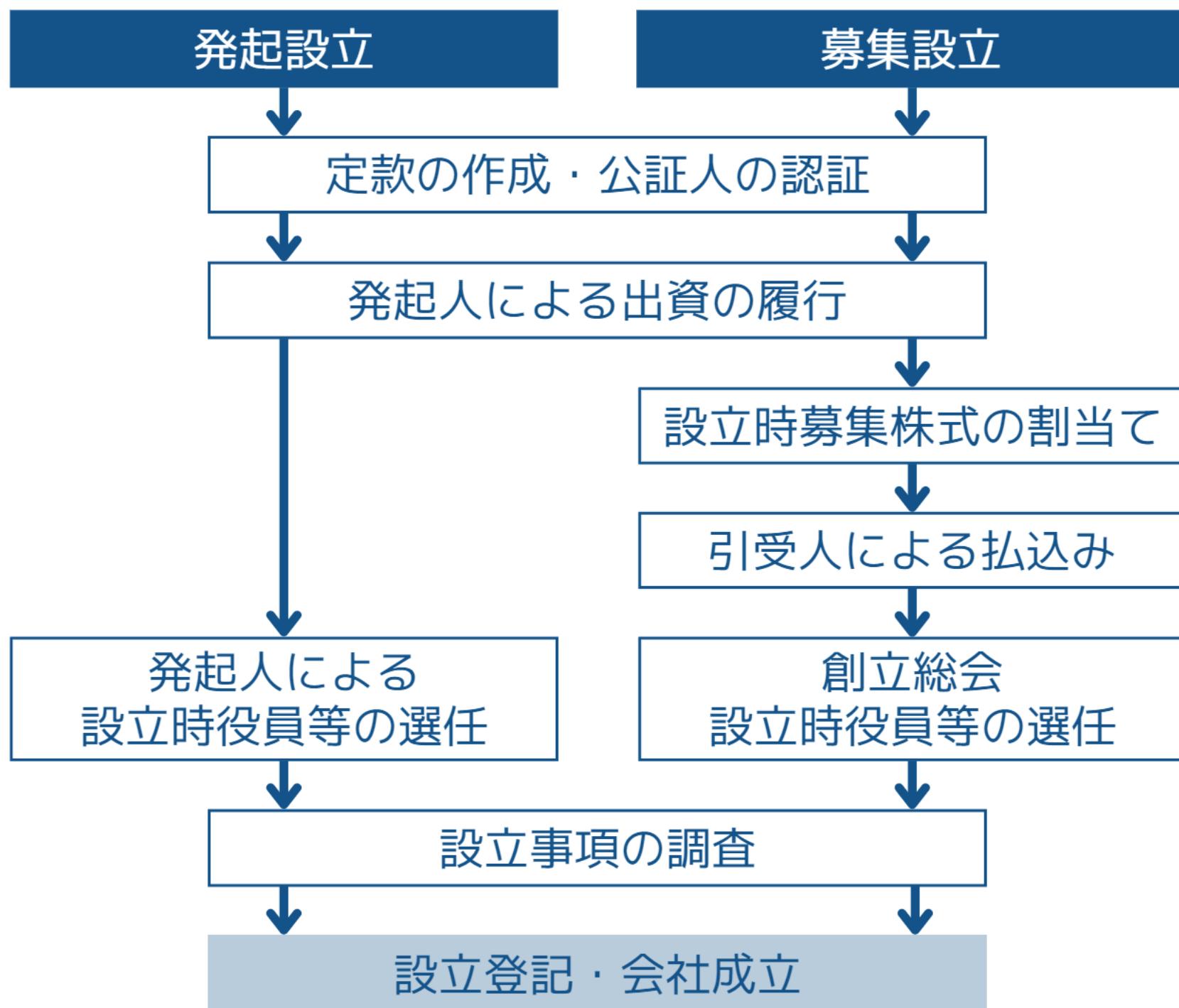


発起人だけが出資し株主に

## 募集設立

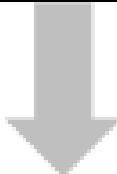


発起人以外にも出資者を募る



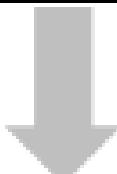
## 絶対的記載事項

- ・目的（会社が行う事業）
- ・商号
- ・本店の所在地
- ・設立に際して出資される財産の価格又はその最低額
- ・発起人の氏名、住所



## 相対的記載事項

- ・現物出資、財産引受け、発起人の報酬・特別利益、設立費用（いわゆる  
変態記載事項）
- ・上記のほか、定款の定めがなければ効力が生じないと定められている  
事項



## 任意的記載事項

必ずしも定款に定めなくてもよいが、実務上定める例が多い事項

# 変態設立事項（28条）

現物出資（1号）



財産引受（2号）



報酬その他の  
特別の利益（3号）



設立費用（4号）



定款に記載しなけれ  
ば効力を生じない



検査役の調査（33条）



## 募集設立の場合の注意事項

正規の発起人ではなく、**株式募集に関する文書に、自分の氏名および会社の設立を賛助する旨を記載することを承諾した者。** 発起人と同一の責任を負うものとされる。

\* 発起設立の場合は、新たな株主を募集しないので上記のような制限はない。

# 発起設立と募集設立

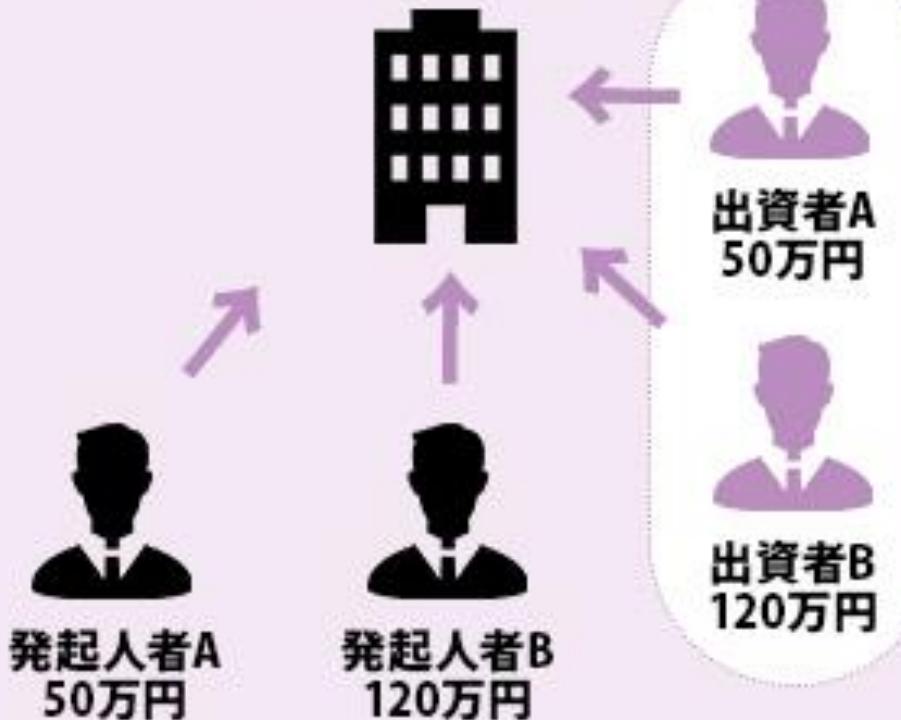
(株式会社)

## 発起設立



発起人だけが出資し株主に

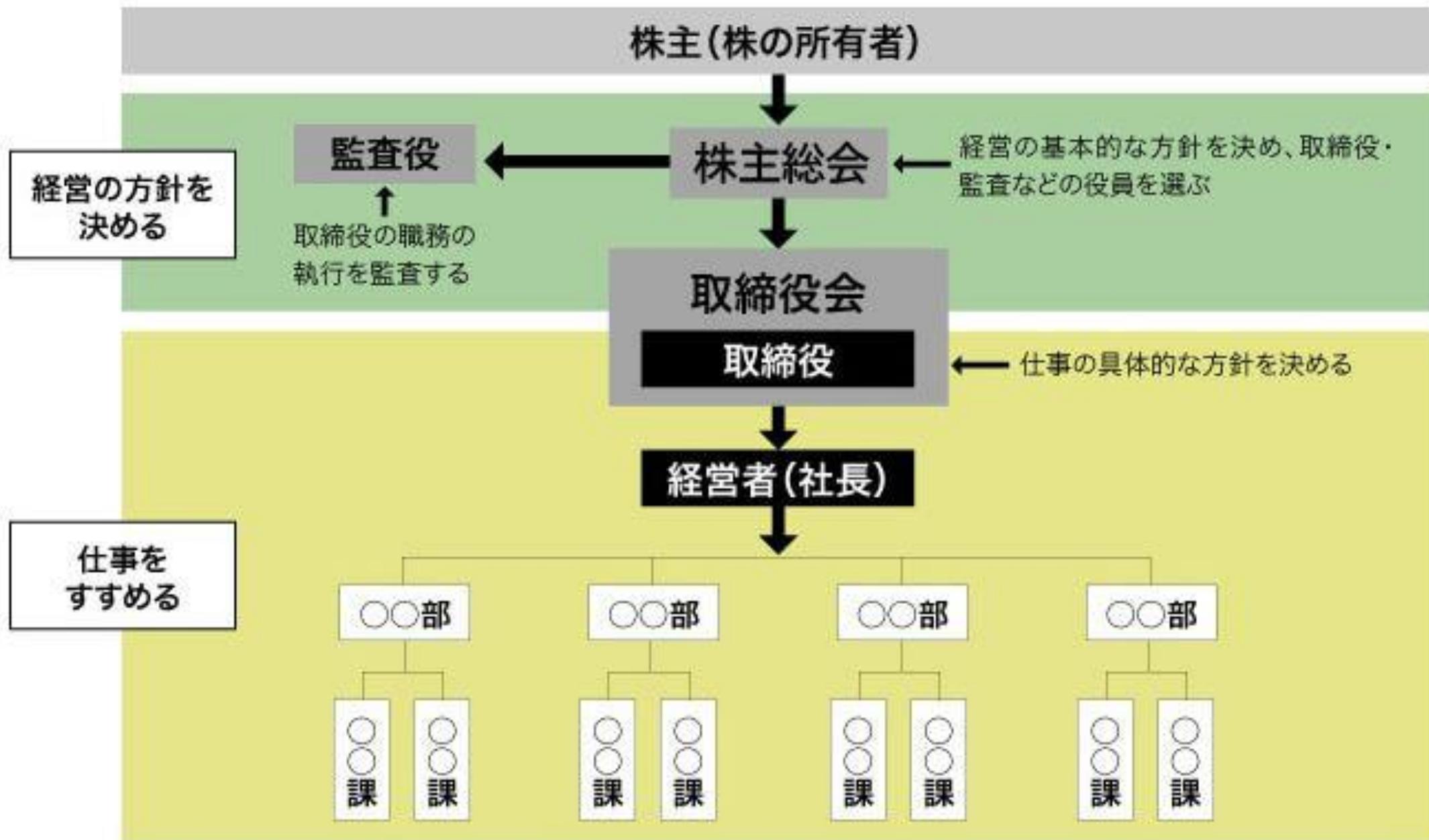
## 募集設立



発起人以外にも出資者を募る

# 機関設計

## ～株式会社～



委員会設置会社系を除く

	非公開会社		公開会社		指名委員会等 設置会社	監査等委員会 設置会社	
	非大会社	大会社	非大会社	大会社			
株主総会	必須						
取締役	必須						
取締役会	任意		必須		必須	必須	
監査役	任意※1	必須	必須		不可	不可	
監査役会	任意		任意	必須	不可	不可	
会計監査人	任意	必須	任意	必須	必須	必須	
三委員会	一				必須	不可	
監査等委員会	一				不可	必須	
会計参与	任意						

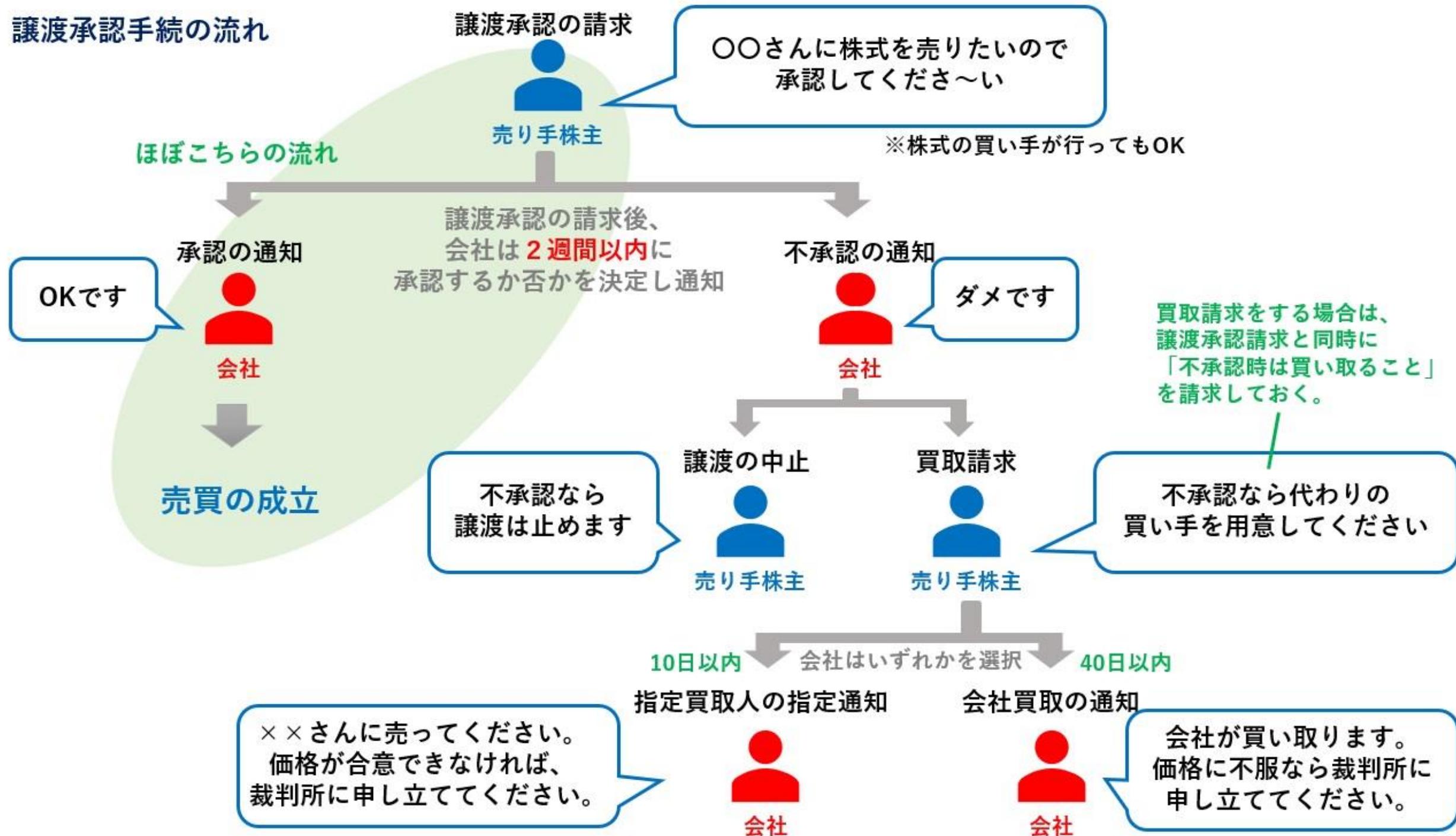
※1 取締役会設置会社では、監査役または会計参与の設置が必要

公開会社・・・全部または一部の株式について、  
譲渡制限がない株式を発行できると定款で定めて  
いる株式会社

1株でも譲渡制限がなければ、公開会社

非公開会社・・・すべての株式について、定款で  
譲渡制限している株式会社

## 譲渡承認手続の流れ



## 非公開会社の例

- サントリー
- ロッテ
- YKK
- NTTドコモ

など

委員会設置会社系を除く

	非公開会社		公開会社		指名委員会等 設置会社	監査等委員会 設置会社	
	非大会社	大会社	非大会社	大会社			
株主総会	必須						
取締役	必須						
取締役会	任意		必須		必須	必須	
監査役	任意※1	必須	必須		不可	不可	
監査役会	任意		任意	必須	不可	不可	
会計監査人	任意	必須	任意	必須	必須	必須	
三委員会	一				必須	不可	
監査等委員会	一				不可	必須	
会計参与	任意						

※1 取締役会設置会社では、監査役または会計参与の設置が必要

## 大企業の定義

- ・ 資本金5億円以上  
あるいは
- ・ 負債が200億円以上

委員会設置会社系を除く

	非公開会社		公開会社		指名委員会等 設置会社	監査等委員会 設置会社	
	非大会社	大会社	非大会社	大会社			
株主総会	必須						
取締役	必須						
取締役会	任意		必須		必須	必須	
監査役	任意※1	必須	必須		不可	不可	
監査役会	任意		任意	必須	不可	不可	
会計監査人	任意	必須	任意	必須	必須	必須	
三委員会	一				必須	不可	
監査等委員会	一				不可	必須	
会計参与	任意						

※1 取締役会設置会社では、監査役または会計参与の設置が必要

株主総会

～何が決められる～

## 【取締役会非設置会社】

株式会社に関する一切の事項（会社法に規定する事項および株式会社の組織・運営・管理その他）について決議できます。

取締役会が設置されていない会社は、非公開会社であり、株主と会社との関係も濃いため、株主が決めることのできる事項が多いと考えることができます。

## 【取締役会設置会社】

会社法上定められた基礎的な重要な事項と定款に定めた事項に限り決議できます。

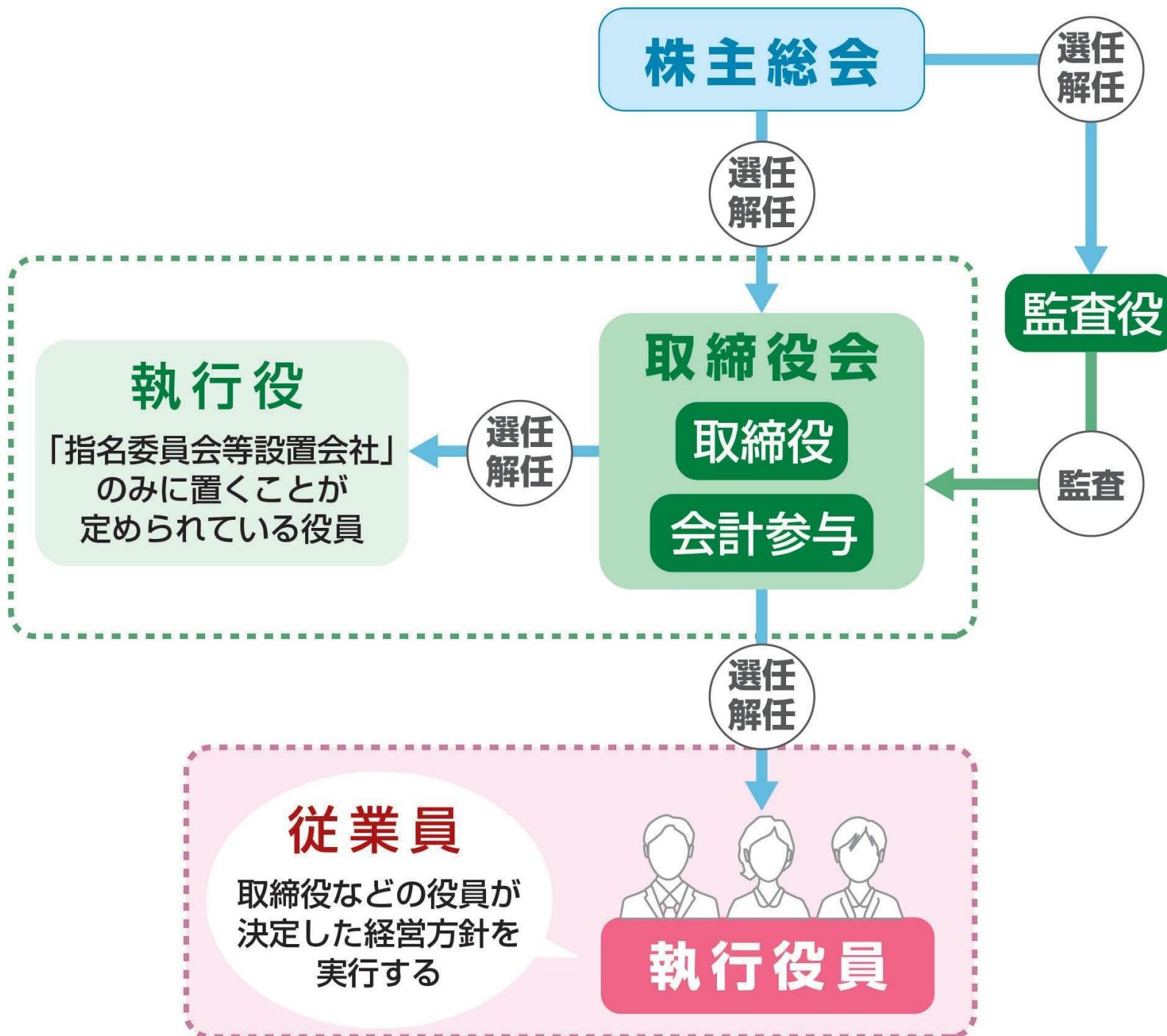
取締役会が設置されている会社では、経営と所有の分離がはかられており、多数の株主がいるケースも少なくありません。

そのため、株主総会では、限定的な重要な事項のみを決議することとし、他の事項は経営陣に任せるという形をとっています。

## 【取締役会設置会社】

株主総会決議によると定められているのは、次のような事項です。

- 1.取締役や監査役などの**機関**に関する事項（選任や解任など）
- 2.会社の**基礎的な事項や組織**に関する事項（定款変更、合併・解散など）
- 3.株主の**重要な利益**に関する事項（株式の併合や剰余金の配当など）
- 4.取締役が決議することがリスクになる事項（取締役の報酬）



役員

役員とは**取締役**・**会計参与**・**監査役**の総称

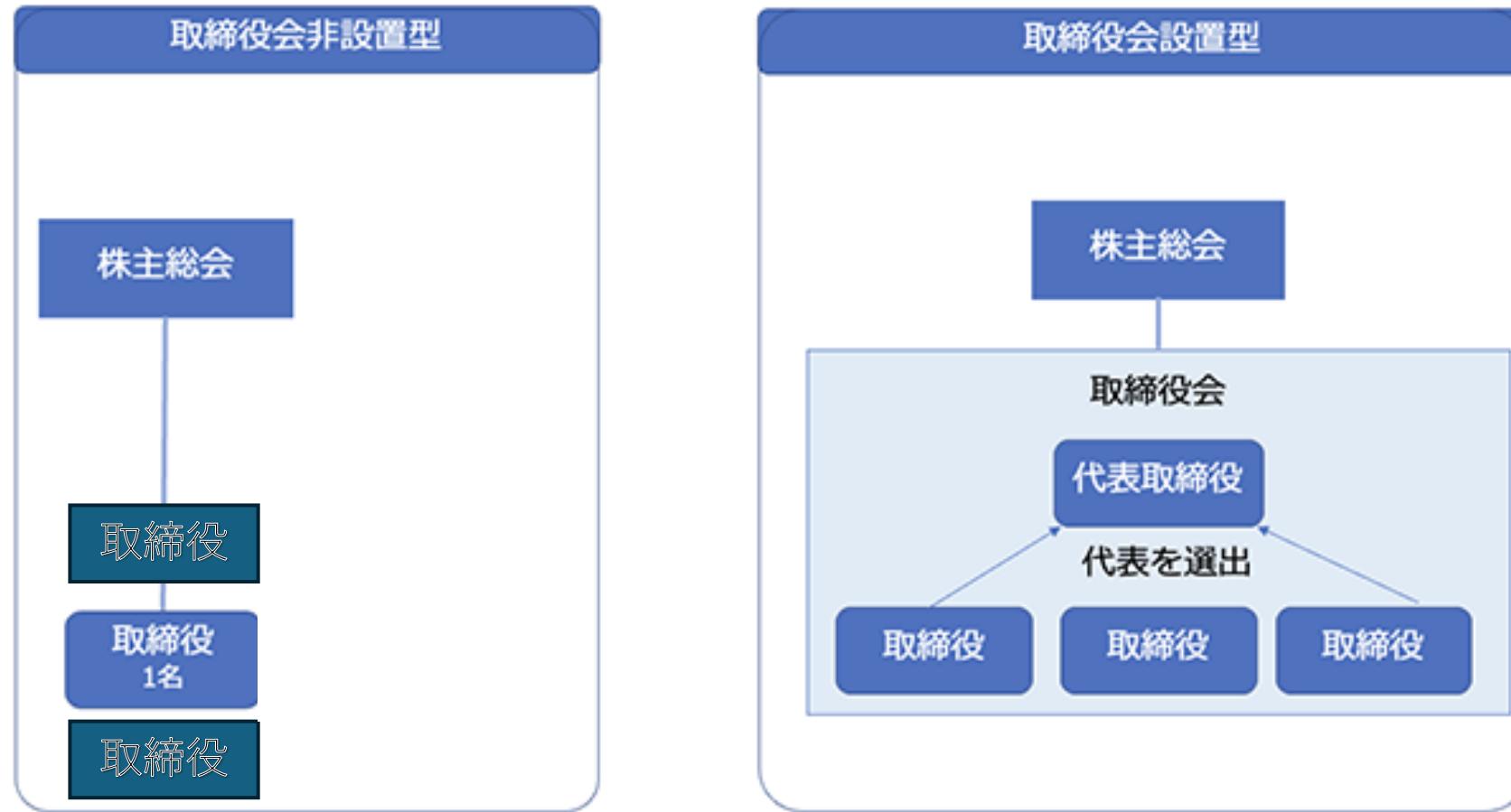
委員会設置会社系を除く

	非公開会社		公開会社		指名委員会等 設置会社	監査等委員会 設置会社	
	非大会社	大会社	非大会社	大会社			
株主総会	必須						
取締役	必須						
取締役会	任意		必須		必須	必須	
監査役	任意※1	必須	必須		不可	不可	
監査役会	任意		任意	必須	不可	不可	
会計監査人	任意	必須	任意	必須	必須	必須	
三委員会	一				必須	不可	
監査等委員会	一				不可	必須	
会計参与	任意						

※1 取締役会設置会社では、監査役または会計参与の設置が必要

取締役とは、経営に関する重要事項の決定や業務の執行を行う役員

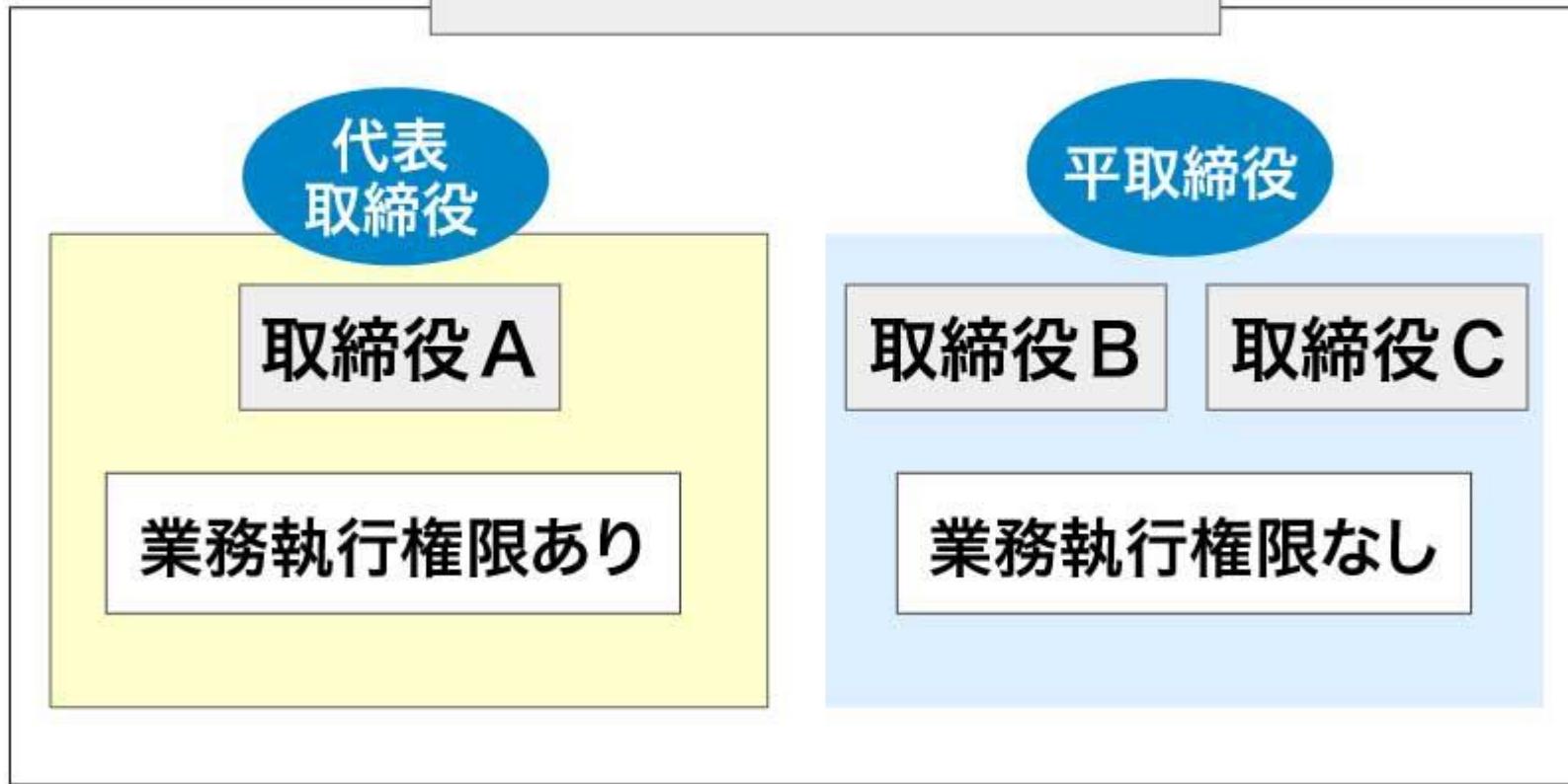
- ・代表権
- ・業務執行権



取締役会設置会社では、代表取締役だけが業務を執行する権限（業務執行権限）を持ちます（会社法363条1項1号）。ただの取締役（平取締役）は業務執行権限を持っていません。

取締役会非設置会社の取締役は、会社の業務を執行する権限（業務執行権限）を持っています（会社法348条1項、2項）。

# 取締役会設置会社



©弁護士法人 テイライト法律事務所

取締役会設置会社では、代表取締役だけが業務を執行する権限（業務執行権限）を持ちます（会社法363条1項1号）。ただの取締役（平取締役）は業務執行権限を持っていません。

委員会設置会社系を除く

	非公開会社		公開会社		指名委員会等 設置会社	監査等委員会 設置会社	
	非大会社	大会社	非大会社	大会社			
株主総会	必須						
取締役	必須						
取締役会	任意		必須		必須	必須	
監査役	任意※1	必須	必須		不可	不可	
監査役会	任意		任意	必須	不可	不可	
会計監査人	任意	必須	任意	必須	必須	必須	
三委員会	一				必須	不可	
監査等委員会	一				不可	必須	
会計参与	任意						

※1 取締役会設置会社では、監査役または会計参与の設置が必要

会計参与は取締役と共同して**計算書類の作成**をする

会計参与は**公認会計士**、監査法人、**税理士**、税理士法人  
といった会計専門家のみが就任する

委員会設置会社系を除く

	非公開会社		公開会社		指名委員会等 設置会社	監査等委員会 設置会社	
	非大会社	大会社	非大会社	大会社			
株主総会	必須						
取締役	必須						
取締役会	任意		必須		必須	必須	
監査役	任意※1	必須	必須		不可	不可	
監査役会	任意		任意	必須	不可	不可	
会計監査人	任意	必須	任意	必須	必須	必須	
三委員会	一				必須	不可	
監査等委員会	一				不可	必須	
会計参与	任意						

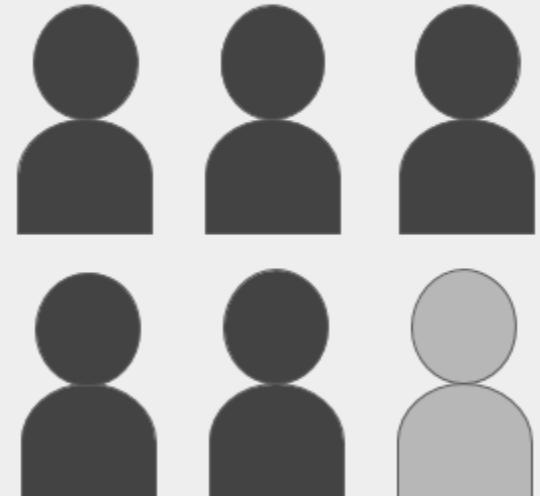
※1 取締役会設置会社では、監査役または会計参与の設置が必要

監査役は株主総会で選任され、取締役の職務の執行を監査することと監査報告を作成することがその職務である。監査には、業務監査と会計監査とが含まれる。業務監査は、取締役の職務の執行が法令・定款を遵守して行われているかどうかを監査することで、一般に適法性監査と呼ばれている。

\*経営判断はできない

## 取締役会

3人以上



監査

## 監査役会

3人以上  
かつ過半数は社外役員



監査役会の設置が義務付けられているのは  
公開会社かつ大会社

委員会設置会社系を除く

	非公開会社		公開会社		指名委員会等 設置会社	監査等委員会 設置会社	
	非大会社	大会社	非大会社	大会社			
株主総会	必須						
取締役	必須						
取締役会	任意		必須		必須	必須	
監査役	任意※1	必須	必須		不可	不可	
監査役会	任意		任意	必須	不可	不可	
会計監査人	任意	必須	任意	必須	必須	必須	
三委員会	一				必須	不可	
監査等委員会	一				不可	必須	
会計参与	任意						

※1 取締役会設置会社では、監査役または会計参与の設置が必要

会計監査人とは、株式会社の委任を受けて会社法により株式会社の計算書類および付属明細書、連結計算書類、臨時計算書類の監査証明を行う権限を有する株式会社の役員等のことです。

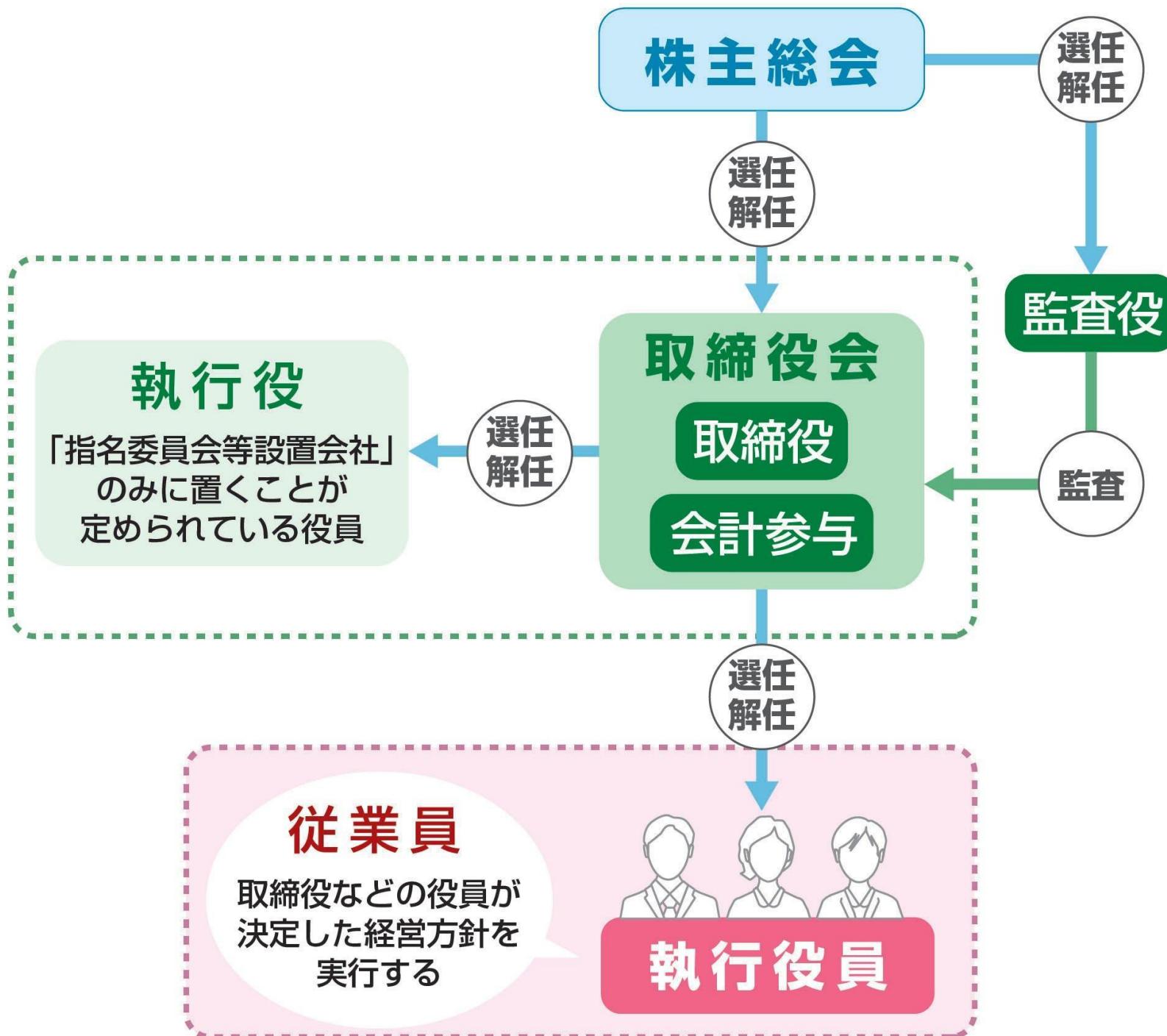
会計監査人は、**公認会計士**または監査法人でなければなりません

監査役は会社法上の役員であり、企業内部での不正や法令違反を防止することで経営の健全性を保持するための役割を担っています

一方、会計監査人は、企業外部から派遣され、企業の財務状況を公正かつ客観的に評価する役割を担います。

会計監査人は企業の財務報告書を監査することにより、企業の財務状況について客観的かつ公正な評価を行います。

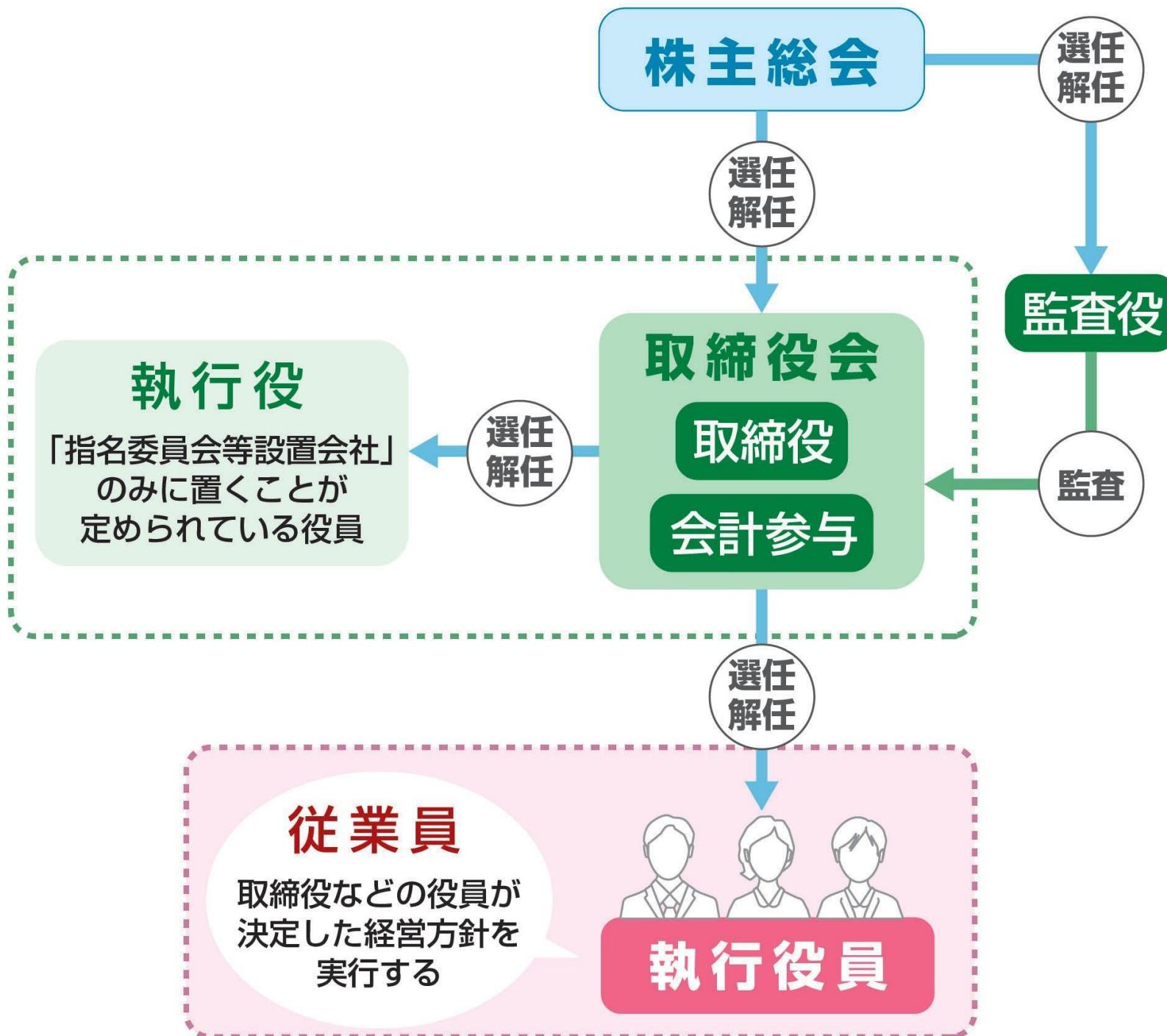
企業の経営者や株主は、会計監査人によって作成された財務報告書に基づいて、企業の経営判断を行います。



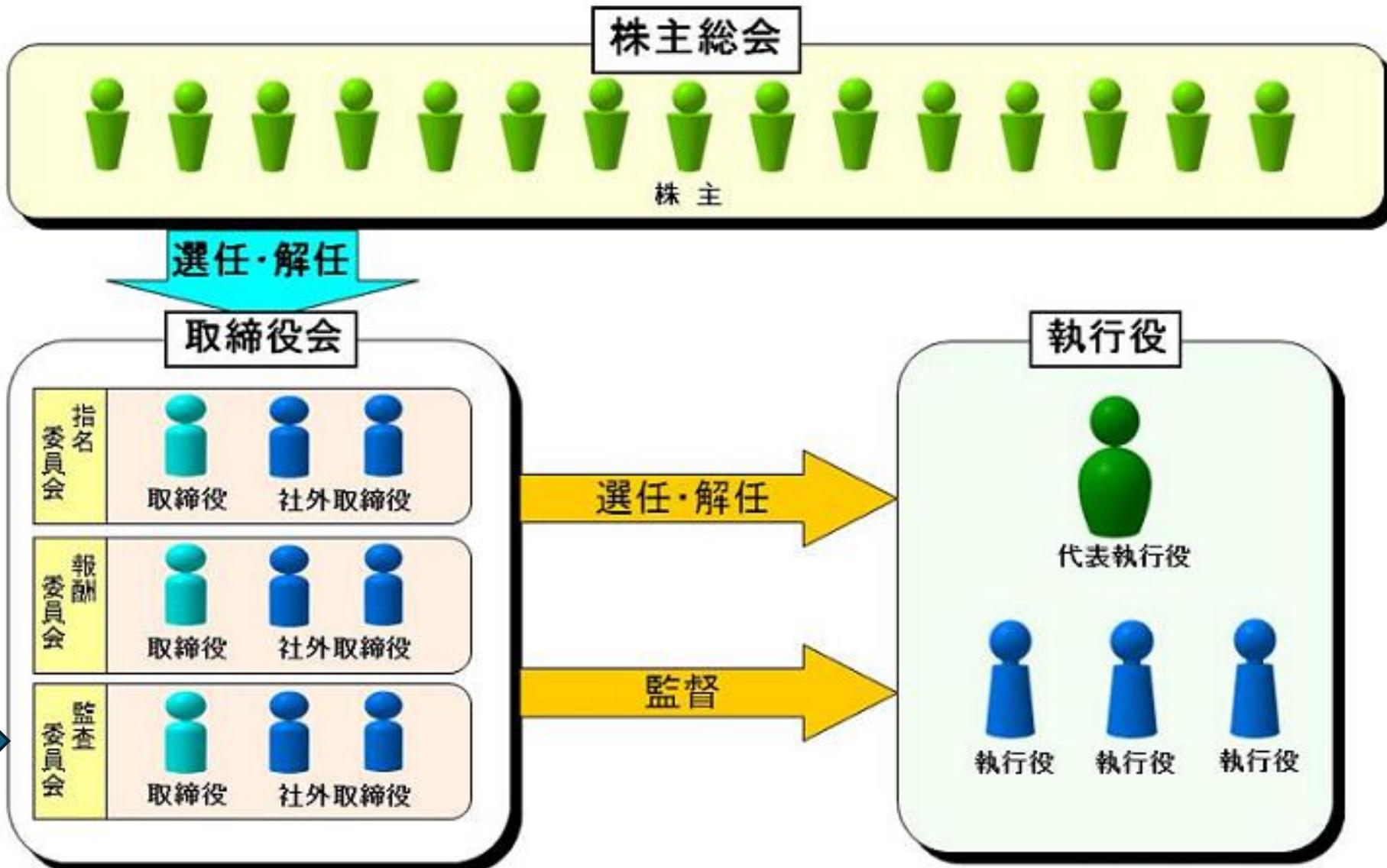
委員会設置会社系を除く

	非公開会社		公開会社		指名委員会等 設置会社	監査等委員会 設置会社	
	非大会社	大会社	非大会社	大会社			
株主総会	必須						
取締役	必須						
取締役会	任意		必須		必須	必須	
監査役	任意※1	必須	必須		不可	不可	
監査役会	任意		任意	必須	不可	不可	
会計監査人	任意	必須	任意	必須	必須	必須	
三委員会	一				必須	不可	
監査等委員会	一				不可	必須	
会計参与	任意						

※1 取締役会設置会社では、監査役または会計参与の設置が必要



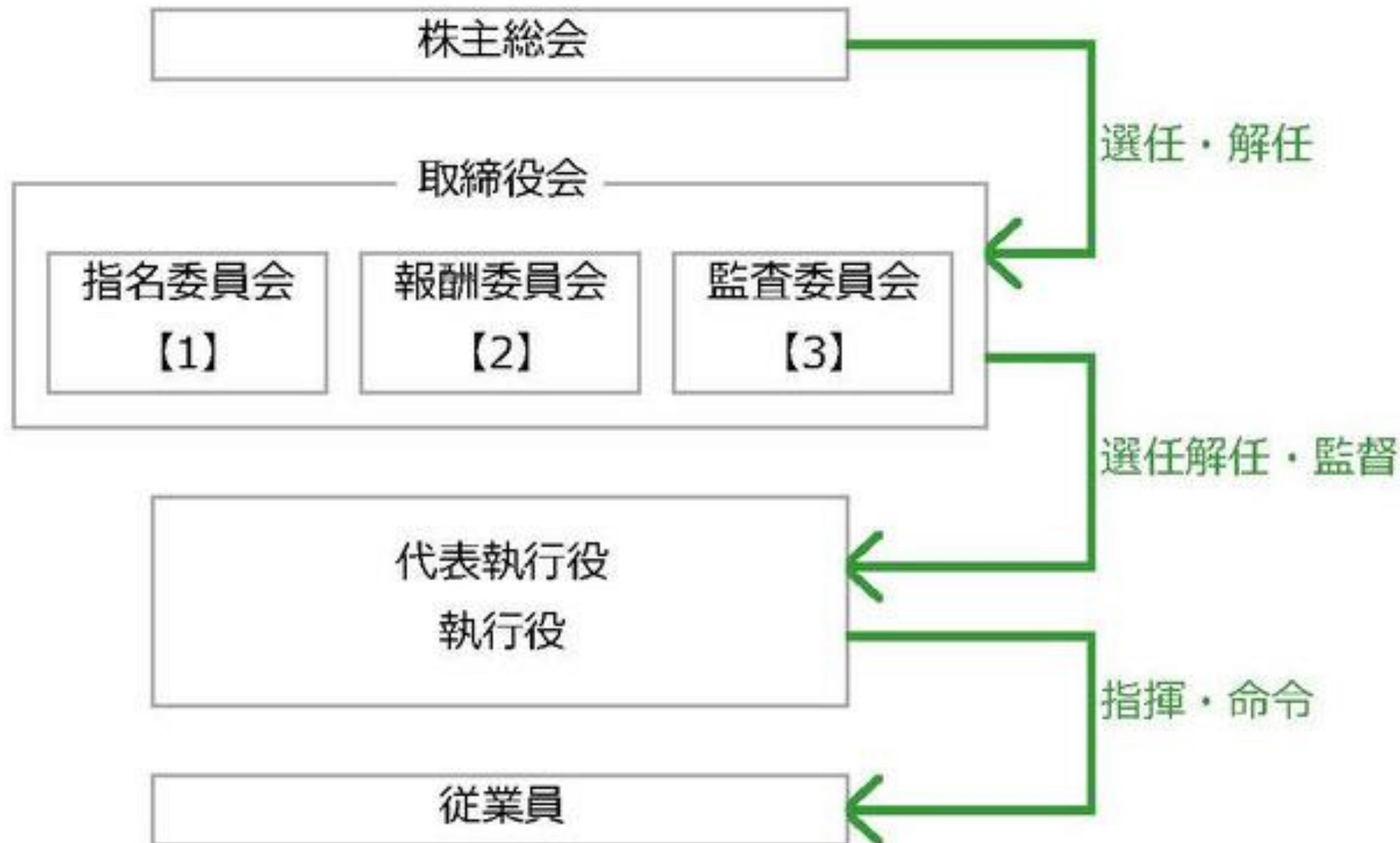
# 指名委員会等設置会社制度



**指名委員会は、主に株主総会に提出する取締役（会計参与を設置する場合は会計参与を含む）の選任・解任に関する議案内容を決定する権限を持っています**

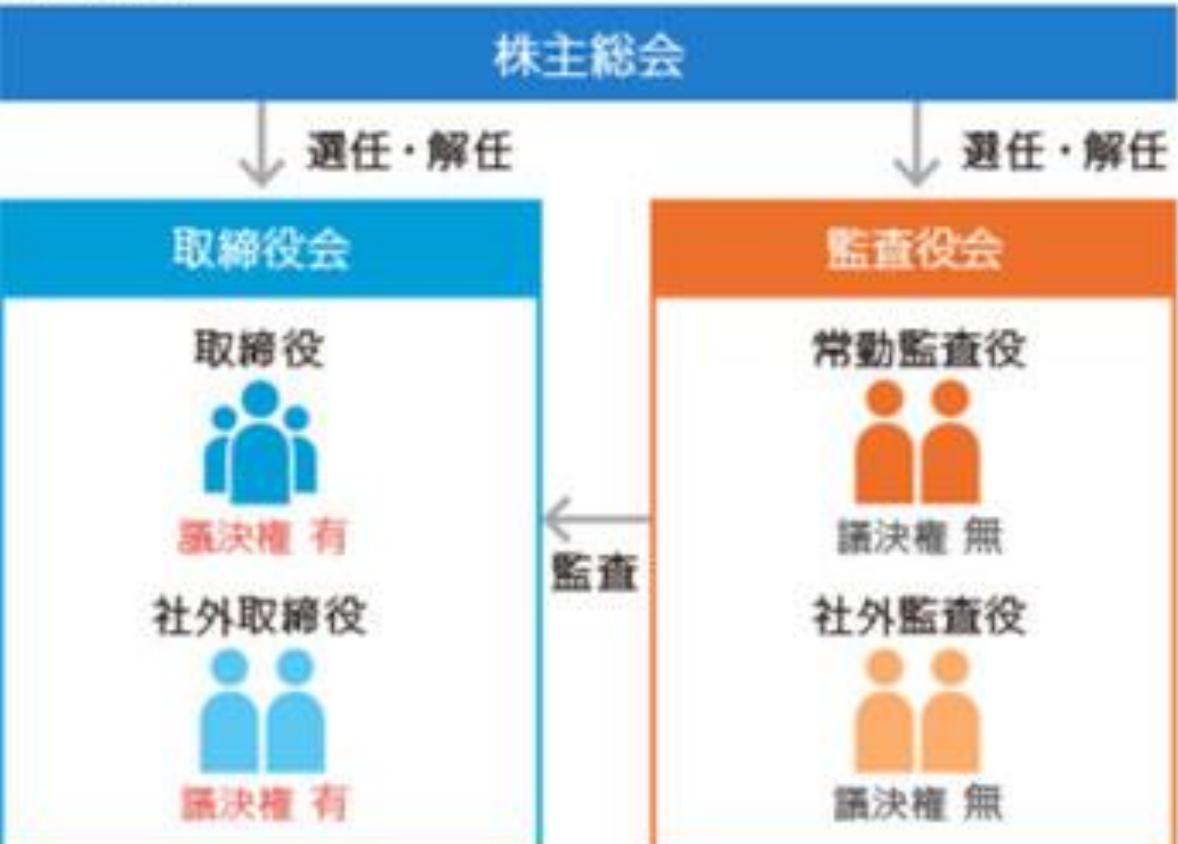
**報酬委員会は、「執行役・取締役・会計参与」の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有しています**

**監査委員会は、業務執行を担う取締役・執行役の業務内容の適法性と妥当性を監査する**

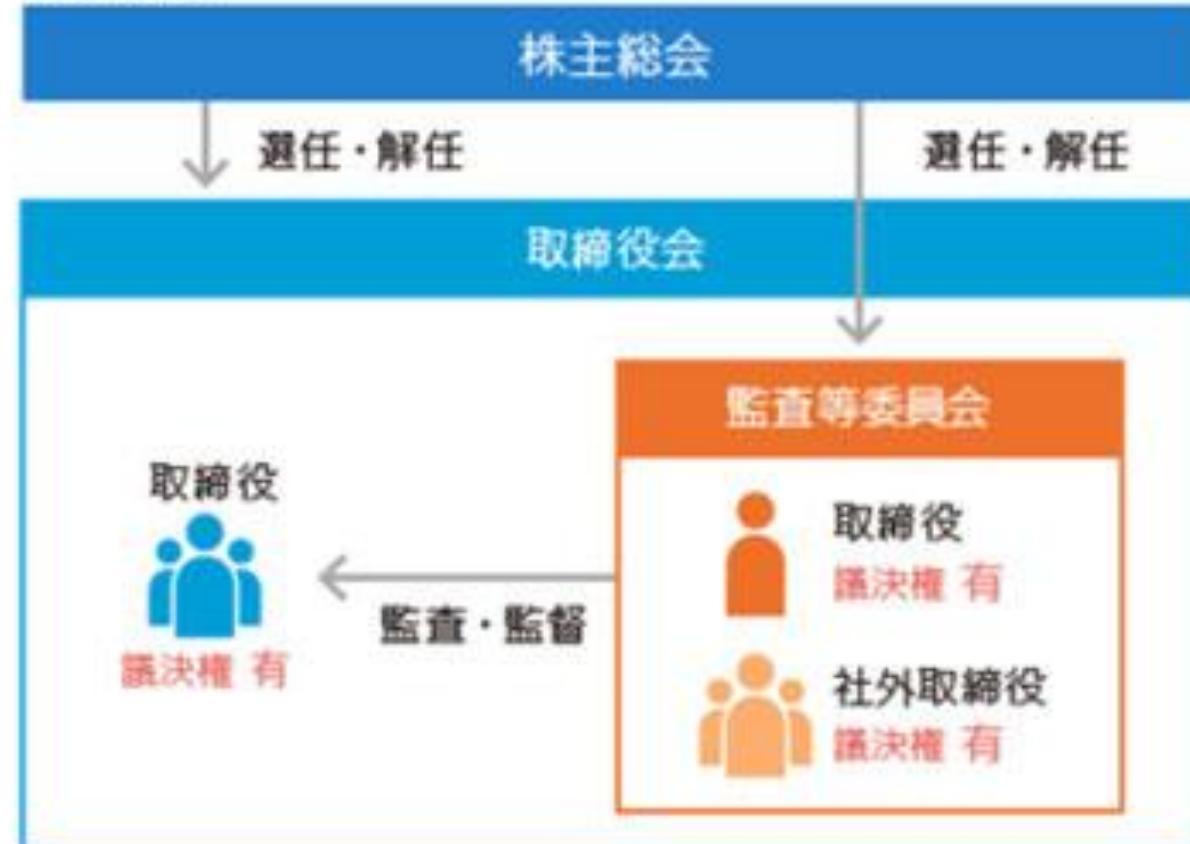


# 監査等委員会設置会社

【移行前】



【移行後】



株主総会において、監査等委員である取締役以外の指名・報酬について意見を述べることができます

委員会設置会社系を除く

	非公開会社		公開会社		指名委員会等 設置会社	監査等委員会 設置会社	
	非大会社	大会社	非大会社	大会社			
株主総会	必須						
取締役	必須						
取締役会	任意		必須		必須	必須	
監査役	任意※1	必須	必須		不可	不可	
監査役会	任意		任意	必須	不可	不可	
会計監査人	任意	必須	任意	必須	必須	必須	
三委員会	一				必須	不可	
監査等委員会	一				不可	必須	
会計参与	任意						

※1 取締役会設置会社では、監査役または会計参与の設置が必要

## 指名委員会等設置会社

- ・味の素
  - ・本田技研工業
  - ・東京ガス
- など

## 監査等委員会設置会社

- ・ユニ・チャーム
  - ・三菱重工業
  - ・ヤフー
  - ・電通
- など

まとめ



会社



会社への出資の単位は**株式**

出資者 ≠ 経営者

株式会社



会社への出資の単位は**持分**

出資者 = 経営者

持分会社

合名会社

合資会社

合同会社

# 持分会社の出資者の比較

	出資者の責任	最低出資者数
合名会社	無限責任社員	1名以上
合資会社	無限責任社員 有限責任社員	各1名以上
合同会社	有限責任社員	1名以上

# 発起設立と募集設立

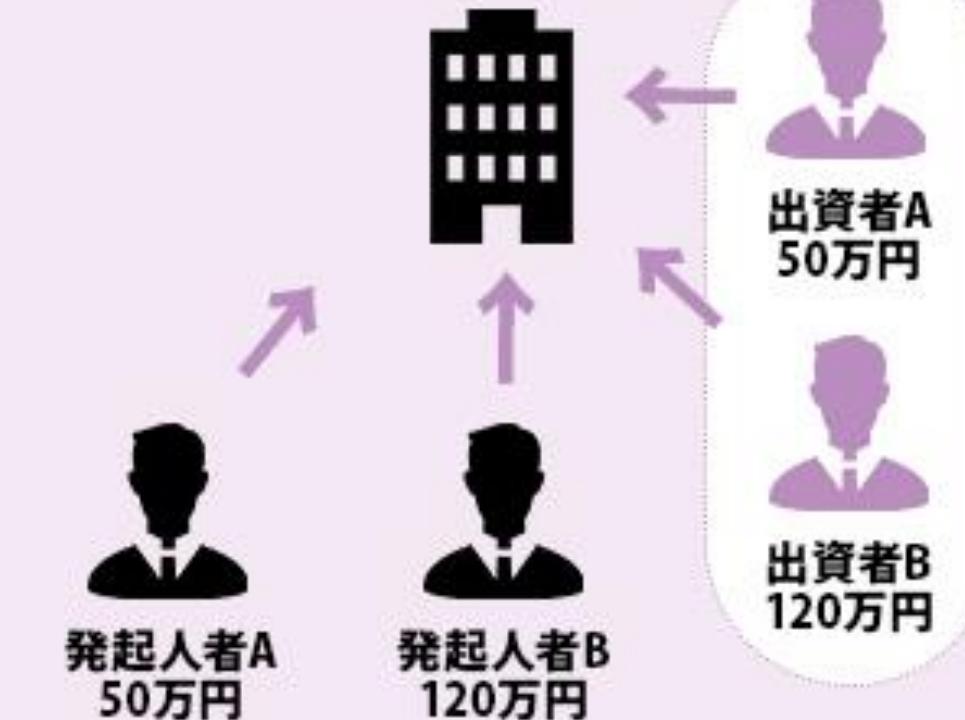
(株式会社)

## 発起設立



発起人だけが出資し株主に

## 募集設立



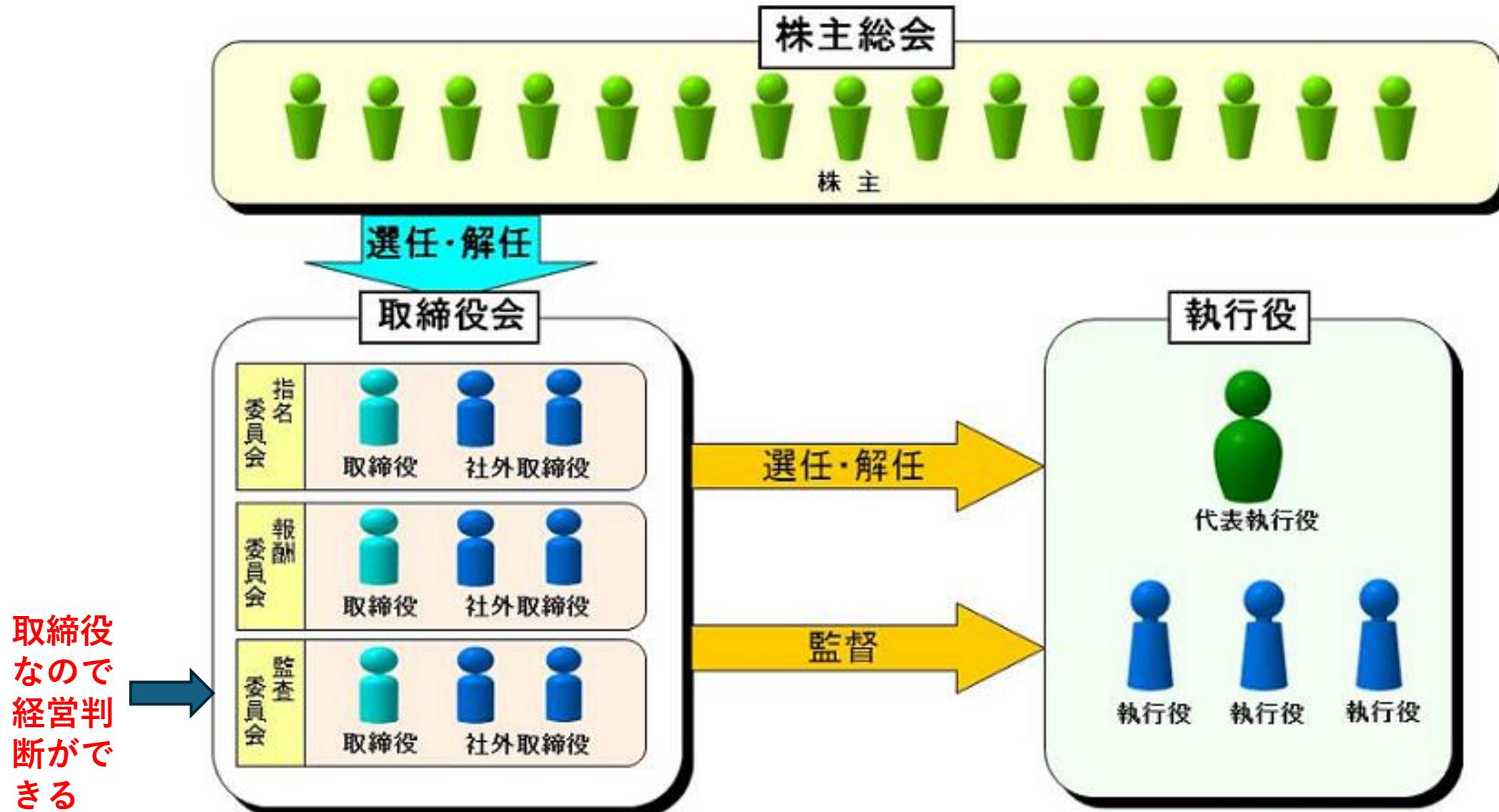
発起人以外にも出資者を募る

委員会設置会社系を除く

	非公開会社		公開会社		指名委員会等 設置会社	監査等委員会 設置会社	
	非大会社	大会社	非大会社	大会社			
株主総会	必須						
取締役	必須						
取締役会	任意		必須		必須	必須	
監査役	任意※1	必須	必須		不可	不可	
監査役会	任意		任意	必須	不可	不可	
会計監査人	任意	必須	任意	必須	必須	必須	
三委員会	一				必須	不可	
監査等委員会	一				不可	必須	
会計参与	任意						

※1 取締役会設置会社では、監査役または会計参与の設置が必要

# 指名委員会等設置会社制度



CEOは「Chief Executive Officer」の略で、日本語では「最高経営責任者」を意味します。

日本の社長は、経営と執行両方のトップを兼ねるケースが多く見られます  
が、アメリカでは経営はCEO、執行はCOOがトップとなることで、権力  
を分散させています。

現在の日本の法律に規定のない役職であるため、CEOの概念が完全には  
統一されておらず、各社が独自の判断でCEOを導入している

日本のCEOは代表取締役を兼ねる場合も多い

\*「社長」は会社法の規定はないものの、多くの企業では代表取締役を  
兼ねる会社のトップにつけられる役職です。

\*COOとは、「Chief Operating Officer」の略で、日本語では「最高執行  
責任者」を意味します。

## 約束手形のモデル図

表

約束手形	記番号	支払期日
B 殿 (受取人)		支払地 (行政区)
金額 ￥●●●●●		支払場所 (銀行名支店名)
振出人 A		

裏

B
被裏書人 : C 殿
C
被裏書人 : D 殿
D
被裏書人 : E 殿

手形の裏書には、手形の振出人 A や引受人が手形金を支払わない支払拒絶があった場合に、裏書人 B, C, D が手形所持人 E に対して、振出人の代わりに手形金額を支払わなければならぬ義務 (遡及義務) を負う、担保的効力もあります